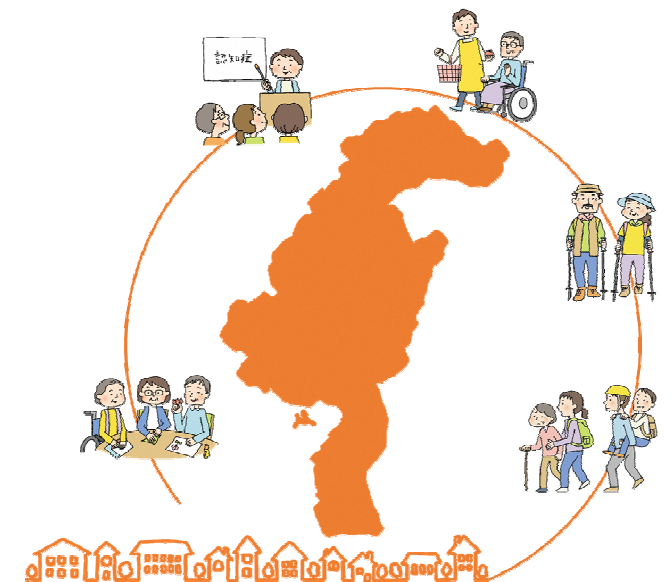


訪問型支えあい活動支援事業

～目次～

1. 事業概要と目的
2. 補助対象となる活動
3. 補助対象となる団体
4. 補助対象となる経費
5. スケジュール

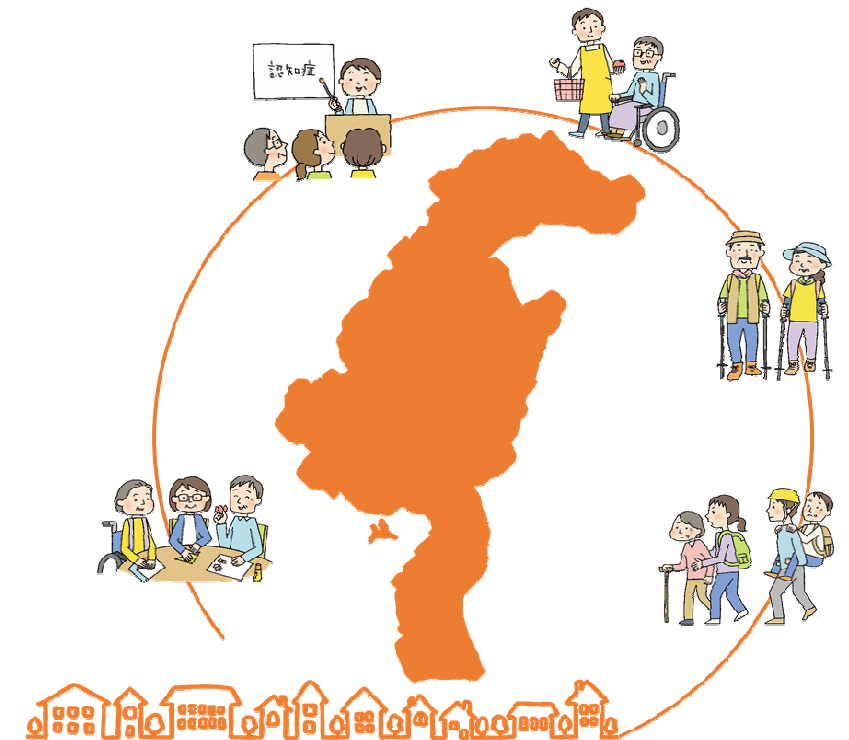


川西市福祉部介護保険課

訪問型支えあい活動支援事業

1. 事業概要・目的

誰もが自分らしく最期まで住み慣れた地域で暮らし続けるため、高齢者自らの介護予防の促進、高齢者の自立した生活環境の維持・向上、住民主体による自助・互助の充実を図ることを目的に、地域住民が主体となり地域の実情に応じ実施している「訪問型支えあい活動」を行う団体に対し、活動に要する経費の一部を市が予算の範囲内で補助し、地域住民による「訪問型支えあい活動」の継続と発展につなげます。



訪問型支えあい活動支援事業

2. 補助対象となる活動

日常生活上の困りごとに対する多様な生活援助を広く対象とします。

- ・掃除
- ・買い物や薬などの受取
- ・ゴミ出し
- ・庭の手入れ(草抜き)
- ・電球交換
- ・傾聴(話し相手)
- ・家具移動
- ・徒歩や公共交通機関でのお出かけ支援
- ・車両を使用した移動支援(買い物、通院、通いの場、郵便局等)

※パチンコなどの娯楽は、日常生活上必要な外出ではないため、対象外です。



3. 補助対象となる団体

- ・市内で地域住民が主体となって実施する**活動者が5人以上の団体**
(過半数が40歳以上とする)
- ・政治活動及び宗教活動を目的としない団体
- ・特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持反対することを目的としない団体
- ・川西市暴力団排除に関する条例(平成24年川西市条例第5号) 第2条第2号に規定する暴力団員が構成員となっている団体又は同第3号に規定する団体を除く



訪問型支えあい活動支援事業

4. 補助対象となる経費

活動区分	補助対象経費	年度における活動件数	補助上限額
生活支援	・窓口やコーディネート業務に係る人件費 ・通信費 ・消耗品費 ・広報費 ・保険料 (訪問型支えあい活動に係る損害保険に限る。)	60回以上	20,000円
		120回以上	40,000円
		240回以上	80,000円
車両を利用した生活支援	・保険料 (個人所有車両に係る個人名義の自動車保険料を除く。) ・安全運転講習受講に係る費用 ・支援時の駐車場代の実費 ・自動車の賃借料(個人所有車両を除く)	20回以上	20,000円
		50回以上	50,000円
		100回以上	100,000円

※年度における活動件数は、1人の利用者からの1回の依頼に基づき、1件として算定します。
(活動時間に関わらず、同日であれば1件と計上する。ただし、活動が複数日にわたる場合は、1日1件として計上する。)
※車両を利用した移動支援を行った場合、「車両を利用した生活支援」についても申請することができます。(60回以上車両を利用した生活支援を行った場合、生活支援の60回以上20,000円と車両を利用した生活支援50回以上の50,000円の計70,000円を補助する。)

- ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象としません。
- ・飲食等にかかる食糧費
 - ・活動団体が使用する会館の修繕等にかかる工事費
 - ・自動車や不動産の取得
 - ・国、県、市その他の公共団体の補助制度により、既に補助を受けている経費

5. スケジュール

時期	内容
令和6年6月	訪問型支えあい活動者交流会にて説明
令和6年7月1日	補助金申請の受付開始（概算払い）
令和6年9月1日	補助金の交付開始
令和7年4月1日	補助金申請及び実績報告書の受付 （確定払い・概算払い）